

第2章 高圧ガスの貯蔵

第1 第一種貯蔵所 貯蔵所の許可（法第16条第1項第1号）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

一般則様式第7「第一種貯蔵所設置許可申請書」

液石則様式第7「第一種貯蔵所設置許可申請書」

(2) 申請時期

一の貯蔵所において容積 1,000 m³（第一種ガスにあつては 3,000 m³）以上の高圧ガスを貯蔵しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 委任状（代理人による申請の場合に限る。）

イ 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）

ウ 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）

エ 貯蔵計画書

貯蔵計画書には、「III 関係書式／第1章 計画書」を参考に次の事項について記載すること。

1. 貯蔵目的
2. 貯蔵方法
3. 貯蔵するガスの種類及び貯蔵量
4. 工事着工予定日及び完成検査機関名
5. 申請に関する連絡担当者

 III 関係書式／第1章 計画書／第2 高圧ガスの貯蔵に係る計画書（99ページ）

オ 法第16条第2項の技術上の基準に関する事項

 III 関係書式／第2章 技術上の基準に対応する事項 / 第2 高圧ガスの貯蔵に係る技術上の基準に対応する事項（147ページ～159ページ）

カ 貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録（移設等に係る貯蔵設備に限る。）

キ 事業所案内図

ク 事業所全体平面図

ケ 高圧ガス貯蔵所配置図

コ 貯蔵設備等のフローシート又は配管図

サ 機器等一覧表

 III 関係書式/第3章 機器等一覧表 (167 ページ~178 ページ)

シ 貯蔵能力の計算書 (配管接続されたものに限る。)

ス 貯蔵設備等 (特定設備及び大臣認定品を除く。) の強度計算書 (配管接続されたものに限る。)

セ 耐震設計計算書 (耐震設計構造物に限る。)

ソ 貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

タ その他、貯蔵所に応じて技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

1. 建屋等の図面 (容器置場、防液堤、障壁等)
2. 安全装置等の仕様及び図面
3. 保安設備、電気設備、防消火設備の機能、構造等を説明した書面及び図面

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

 I 総則/6 申請に必要な手数料 (6 ページ)

3 許可の基準について

- (1) 貯蔵所の位置、構造及び設備が、法第 16 条第 2 項に基づく次の一般則又は液石則で定める技術上の基準に適合するものであること。

ア 一般則 (貯槽により貯蔵する第一種貯蔵所)

貯槽により貯蔵する第一種貯蔵所	技術上の基準
第一種貯蔵所 (C E 及び第二種製造者のうち処理能力が 30 m ³ /日以上である C N G スタンド、L N G スタンド又は圧縮水素スタンドを除く。)	一般則第 22 条
C E	一般則第 22 条第 1 号
第二種製造者のうち処理能力が 30 m ³ /日以上である者が C N G スタンドにより貯蔵する	一般則第 22 条第 2 号

場合	
第二種製造者のうち処理能力が 30 m ³ /日以上である者がLNGスタンドにより貯蔵する場合	一般則第 22 条第 3 号
第二種製造者のうち処理能力が 30 m ³ /日以上である者が圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合	一般則第 22 条第 4 号

イ 一般則（容器により貯蔵する第一種貯蔵所）

容器により貯蔵する第一種貯蔵所	技術上の基準
容器が配管により接続されたもの （第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンド又は第二種製造者のうち処理能力が 30 m ³ /日以上である者が圧縮水素スタンド若しくは移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合を除く。）	一般則第 23 条第 1 項第 1 号及び第 2 号
容器が配管により接続されていないもの （第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンド又は第二種製造者のうち処理能力が 30 m ³ /日以上である者が圧縮水素スタンド若しくは移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合を除く。）	一般則第 23 条第 1 項第 3 号
第二種製造者のうち処理能力が 30 m ³ /日以上である者が圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合	一般則第 23 条第 2 項第 1 号
第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合又は第二種製造者のうち処理能力が 30 m ³ /日以上である者が移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合	一般則第 23 条第 2 項第 2 号

ウ 液石則（貯槽により貯蔵する第一種貯蔵所）

貯槽により貯蔵する第一種貯蔵所	技術上の基準
貯槽又はバルク貯槽により貯蔵する場合	液石則第 23 条第 1 項

エ 液石則（容器により貯蔵する第一種貯蔵所）

容器により貯蔵する第一種貯蔵所	技術上の基準
容器により貯蔵する場合であって配管接続されたもの	液石則第24条第1号から第4号
容器により貯蔵する場合であって配管接続されていないもの	液石則第24条第5号

4 許可書について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第3号「第一種貯蔵所設置許可書」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

(1) 第一種製造者が法第5条第1項の許可を受けたところに従って高圧ガスを貯蔵するとき、又は液石法第6条の液化石油ガス販売事業者が液石法第2条第4項の供給設備若しくは液石法第3条第2項第3号の貯蔵施設において液石法第2条第1項の液化石油ガスを貯蔵するときは、第一種貯蔵所の許可を要しない。

(2) 貯蔵設備等が2以上ある場合の貯蔵量の算出は、以下のア及びイの方法により行うものとする。

ア 消火設備内高圧ガスについては、設備が配管によって接続されている場合のみ合算する。

イ 消火設備内高圧ガス以外の高圧ガスについては、次のいずれかの場合に合算する。

1. 設備が配管によって接続されている場合

2. 設備が配管によって接続されていないときであって次の場合

(i) 容器以外の貯蔵設備と容器以外の貯蔵設備又は容器と容器以外の貯蔵設備との間が30m以下である場合

(ii) 容器と容器との間が22.5m（次の①及び②の場合にあつては、それぞれに示す距離）以下である場合

① 容器と容器の間に厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁が設置され、かつ、両者が有効に遮られている場合であつて、容器が破裂した際にその圧力が解放されることを防げない場所に設置されている場合 11.25m

② それぞれの容器置場の面積が8㎡以下の場合であつて、容器が破裂した際にその圧力が解放されることを防げない場所に設置されている場合 6.36m

第2 第一種貯蔵所 貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可（法第19条第1項）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

一般則様式第10「第一種貯蔵所位置等変更許可申請書」

液石則様式第10「第一種貯蔵所位置等変更許可申請書」

(2) 申請時期

第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。また、変更が生じる部分ができるように記載及び図示すること。

なお、◆印の書類等は、変更の内容に該当しない場合は添付を要しない。

ア 貯蔵所変更明細書

貯蔵所変更明細書には、「III 関係書式／第1章 計画書」を参考に次の事項について記載すること。

1. 変更目的
2. 変更内容
3. 貯蔵するガスの種類及び貯蔵量
4. 工事着工予定日及び完成検査機関名
5. 申請に関する連絡担当者

 III 関係書式／第1章 計画書／第2 高圧ガスの貯蔵に係る計画書（100ページ）

イ 法第16条第2項の技術上の基準に関する事項

 III 関係書式／第2章 技術上の基準に対応する事項 / 第2 高圧ガスの貯蔵に係る技術上の基準に対応する事項（147ページ～159ページ）

◆ウ 貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録（移設等に係る貯蔵設備に限る。）

エ 事業所案内図

オ 事業所全体平面図

カ 高圧ガス貯蔵所配置図

II 各論 第2章 高圧ガスの貯蔵

第2 第一種貯蔵所 貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可

- ◆キ 貯蔵設備等のフローシート又は配管図
- ◆ク 機器等一覧表  III 関係書式/第3章 機器等一覧表(167ページ~178ページ)
- ◆ケ 貯蔵能力の計算書(配管接続されたものに限る。)
- ◆コ 貯蔵設備等(特定設備及び大臣認定品を除く。)の強度計算書(配管接続されたものに限る。)
- ◆サ 耐震設計計算書(耐震設計構造物に限る。)
- ◆シ 貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
- ◆ス その他、貯蔵所に応じて技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
 1. 建屋等の図面(容器置場、防液堤、障壁等)
 2. 安全装置等の仕様及び図面
 3. 保安設備、電気設備、防消火設備の機能、構造等を説明した書面及び図面

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

 I 総則/6 申請に必要な手数料(6ページ)

3 許可の基準について

- (1) 貯蔵所の位置、構造及び設備が、法第16条第2項に基づく次の一般則又は液石則で定める技術上の基準に適合するものであること。

ア 一般則(貯槽により貯蔵する第一種貯蔵所)

貯槽により貯蔵する第一種貯蔵所	技術上の基準
第一種貯蔵所(C E及び第二種製造者のうち処理能力が30 m ³ /日以上であるCNGスタンド、LNGスタンド又は圧縮水素スタンドを除く。)	一般則第22条
C E	一般則第22条第1号
第二種製造者のうち処理能力が30 m ³ /日以上である者がCNGスタンドにより貯蔵する場合	一般則第22条第2号
第二種製造者のうち処理能力が30 m ³ /日以上	一般則第22条第3号

II 各論 第2章 高圧ガスの貯蔵

第2 第一種貯蔵所 貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可

上である者がLNGスタンドにより貯蔵する場合	
第二種製造者のうち処理能力が30 m ³ /日以上である者が圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合	一般則第22条第4号

イ 一般則（容器により貯蔵する第一種貯蔵所）

容器により貯蔵する第一種貯蔵所	技術上の基準
容器が配管により接続されたもの (第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンド又は第二種製造者のうち処理能力が30 m ³ /日以上である者が圧縮水素スタンド若しくは移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合を除く。)	一般則第23条第1項第1号及び第2号
容器が配管により接続されていないもの (第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンド又は第二種製造者のうち処理能力が30 m ³ /日以上である者が圧縮水素スタンド若しくは移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合を除く。)	一般則第23条第1項第3号
第二種製造者のうち処理能力が30 m ³ /日以上である者が圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合	一般則第23条第2項第1号
第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合又は第二種製造者のうち処理能力が30 m ³ /日以上である者が移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合	一般則第23条第2項第2号

ウ 液石則（貯槽により貯蔵する第一種貯蔵所）

貯槽により貯蔵する第一種貯蔵所	技術上の基準
貯槽又はバルク貯槽により貯蔵する場合	液石則第23条第1項

エ 液石則（容器により貯蔵する第一種貯蔵所）

容器により貯蔵する第一種貯蔵所	技術上の基準
容器により貯蔵する場合であって配管接続されたもの	液石則第24条第1号から第4号

II 各論 第2章 高圧ガスの貯蔵

第2 第一種貯蔵所 貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可

容器により貯蔵する場合であって配管接続されていないもの	液石則第24条第5号
-----------------------------	------------

4 許可書について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第4号「第一種貯蔵所位置等変更許可書」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

第一種貯蔵所の位置、構造又は設備等を変更する場合で、法第19条第1項ただし書きに基づく一般則第28条第1項又は液石則第29条第1項に規定する軽微な変更の工事に該当する場合は、変更許可を受ける必要がなく、その工事完成後に、一般則様式第11/液石則様式第11「第一種貯蔵所軽微変更届書」を届出すること。

 [第3 第一種貯蔵所 軽微な変更の工事 \(44ページ\)](#)

 [IV 参考/高圧ガス施設等の変更の工事の取扱いについて \(180ページ\)](#)

第3 第一種貯蔵所 軽微な変更の工事（法第19条第1項ただし書）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

一般則様式第11「第一種貯蔵所軽微変更届書」

液石則様式第11「第一種貯蔵所軽微変更届書」

(2) 届出時期

軽微な変更の工事をした後、遅滞なく届出すること。

 IV 参考／高圧ガス施設等の変更の工事の取扱いについて（180ページ）

(3) 次の書類等を添付すること。また、変更が生じる部分ができるように記載及び図示すること。

なお、◆印の書類等は、変更の内容に該当しない場合は添付を要しない。

ア 貯蔵所変更明細書

貯蔵所変更明細書には、「III 関係書式／第1章 計画書」を参考に次の事項について記載すること。

1. 変更目的
2. 変更内容
3. 貯蔵するガスの種類及び貯蔵量
4. 届出に関する連絡担当者

 III 関係書式／第1章 計画書／第2 高圧ガスの貯蔵に係る計画書（100ページ）

イ 法第16条第2項の技術上の基準に関する事項

 III 関係書式／第2章 技術上の基準に対応する事項 / 第2 高圧ガスの貯蔵に係る技術上の基準に対応する事項（148ページ～159ページ）

ウ 事業所案内図

エ 事業所全体平面図

オ 高圧ガス貯蔵所配置図

◆カ 貯蔵設備等のフローシート又は配管図

◆キ 認定試験者試験等成績書又は高圧ガス設備試験成績証明書等の写し

◆ク 貯蔵能力の計算書（配管接続されたものに限る。）

◆ケ 機器等一覧表  Ⅲ 関係書式／第3章 機器等一覧表（167ページ～178ページ）

◆コ その他、貯蔵所に応じて技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

1. 建屋等の図面（容器置場、防液堤、障壁等）
2. 安全装置等の仕様及び図面
3. 保安設備、電気設備、防消火設備の機能、構造等を説明した書面及び図面

2 その他

高圧ガス施設の変更の工事において、当該工事内容が届出不要の工事に該当する場合は、設備台帳等に記録し管理すること。

 Ⅳ 参考／高圧ガス施設等の変更の工事の取扱いについて（180ページ）

第4 第二種貯蔵所 貯蔵所の届出（法第17条の2第1項）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

一般則様式第9「第二種貯蔵所設置届書」

液石則様式第9「第二種貯蔵所設置届書」

(2) 届出時期

一の貯蔵所において容積 300 m³以上 1,000 m³（第一種ガスにあつては 3,000 m³）未満の高圧ガスを貯蔵しようとするときは、あらかじめ届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 委任状（代理人による届出の場合に限る。）

イ 法人登記簿謄本の写し（届出者が法人である場合に限る。）

ウ 住民票の写し（届出者が個人である場合に限る。）

エ 貯蔵計画書

貯蔵計画書には、「Ⅲ 関係書式／第1章 計画書」を参考に次の事項について記載すること。

1. 貯蔵目的
2. 貯蔵方法
3. 貯蔵するガスの種類及び貯蔵量
4. 届出に関する連絡担当者

 Ⅲ 関係書式／第1章 計画書／第2 高圧ガスの貯蔵に係る計画書（101ページ）

オ 法第18条第2項の技術上の基準に関する事項

 Ⅲ 関係書式／第2章 技術上の基準に対応する事項 /第2 高圧ガスの貯蔵に係る技術上の基準に対応する事項（148ページ～159ページ）

カ 貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録（移設等に係る貯蔵設備に限る。）

キ 事業所案内図

ク 事業所全体平面図

ケ 高圧ガス貯蔵所配置図

コ 貯蔵設備等のフローシート又は配管図

サ 機器等一覧表

 III 関係書式／第3章 機器等一覧表 (167 ページ～178 ページ)

シ 貯蔵能力の計算書（配管接続されたものに限る。）

ス 貯蔵設備等の耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項（配管接続されたものに限る。）

認定試験者試験等成績書又は高圧ガス設備試験成績証明書等の写しを添付できる場合は、当該書類を添付すること。なお、この場合、当該設備の強度計算書の添付は不要とする。

セ 耐震設計計算書（耐震設計構造物に限る。）

ソ 貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

タ その他、貯蔵所に応じて技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

1. 建屋等の図面（容器置場、防液堤、障壁等）
2. 安全装置等の仕様及び図面
3. 保安設備、電気設備、防消火設備の機能、構造等を説明した書面及び図面

2 技術上の基準について

貯蔵所の位置、構造及び設備が、法第 18 条第 2 項に基づく次の一般則又は液石則で定める技術上の基準に適合するものであること。

ア 一般則

貯蔵所	技術上の基準
貯槽により貯蔵する第二種貯蔵所	一般則第 26 条第 1 号
容器により貯蔵する第二種貯蔵所	一般則第 26 条第 2 号

イ 液石則

貯蔵所	技術上の基準
貯槽により貯蔵する第二種貯蔵所	液石則第 27 条第 1 号
容器により貯蔵する第二種貯蔵所	液石則第 27 条第 2 号

3 その他

(1) 貯蔵設備等が2以上ある場合の貯蔵量の算出は、以下のア及びイの方法により行うものとする。

ア 消火設備内高圧ガスについては、設備が配管によって接続されている場合のみ合算する。

イ 消火設備内高圧ガス以外の高圧ガスについては、次のいずれかの場合に合算する。

1. 設備が配管によって接続されている場合

2. 設備が配管によって接続されていないときであって次の場合

(i) 容器以外の貯蔵設備と容器以外の貯蔵設備又は容器と容器以外の貯蔵設備との間が30m以下である場合

(ii) 容器と容器との間が22.5m(次の①及び②の場合にあつては、それぞれに示す距離)以下である場合

① 容器と容器の間に厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁が設置され、かつ、両者が有効に遮られている場合であつて、容器が破裂した際にその圧力が解放されることを防げない場所に設置されている場合
11.25m

② それぞれの容器置場の面積が8㎡以下の場合であつて、容器が破裂した際にその圧力が解放されることを防げない場所に設置されている場合
6.36m

(2) 第二種貯蔵所の譲渡又は引渡しを受けた場合は、法に承継の規定がないため、細則様式第18号「名称等変更届書」により届出すること。

第5 第二種貯蔵所 貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の届出（法第19条第4項）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

一般則様式第12「第二種貯蔵所位置等変更届書」

液石則様式第12「第二種貯蔵所位置等変更届書」

(2) 届出時期

貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。また、変更が生じる部分ができるように記載及び図示すること。

なお、◆印の書類等は、変更の内容に該当しない場合は添付を要しない。

ア 貯蔵所変更明細書

貯蔵所変更明細書には、「Ⅲ 関係書式／第1章 計画書」を参考に次の事項について記載すること。

1. 変更目的
2. 変更内容
3. 貯蔵するガスの種類及び貯蔵量
4. 届出に関する連絡担当者

 Ⅲ 関係書式／第1章 計画書／第2 高圧ガスの貯蔵に係る計画書（102ページ）

イ 法第18条第2項の技術上の基準に関する事項

 Ⅲ 関係書式／第2章 技術上の基準に対応する事項 / 第2 高圧ガスの貯蔵に係る技術上の基準に対応する事項（148ページ～159ページ）

◆ウ 貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録（移設等に係る貯蔵設備に限る。）

エ 事業所案内図

オ 事業所全体平面図

カ 高圧ガス貯蔵所配置図

◆キ 貯蔵設備等のフローシート又は配管図

II 各論 第2章 高圧ガスの貯蔵

第5 第二種貯蔵所 貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の届出

◆ク 機器等一覧表

 III 関係書式/第3章 機器等一覧表(167ページ~178ページ)

◆ケ 貯蔵能力の計算書(配管接続されたものに限る。)

◆コ 貯蔵設備等の耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項(配管接続されたものに限る。)

認定試験者試験等成績書又は高圧ガス設備試験成績証明書等の写しを添付できる場合は、当該書類を添付すること。なお、この場合、当該設備の強度計算書の添付は不要とする。

◆サ 耐震設計計算書(耐震設計構造物に限る。)

◆シ 貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

◆ス その他、貯蔵所に応じて技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

1. 建屋等の図面(容器置場、防液堤、障壁等)
2. 安全装置等の仕様及び図面
3. 保安設備、電気設備、防消火設備の機能、構造等を説明した書面及び図面

2 技術上の基準について

貯蔵所の位置、構造及び設備が、法第18条第2項に基づく次の一般則又は液石則で定める技術上の基準に適合するものであること。

(1) 一般則

貯蔵所	技術上の基準
貯槽により貯蔵する第二種貯蔵所	一般則第26条第1号
容器により貯蔵する第二種貯蔵所	一般則第26条第2号

(2) 液石則

貯蔵所	技術上の基準
貯槽により貯蔵する第二種貯蔵所	液石則第27条第1号
容器により貯蔵する第二種貯蔵所	液石則第27条第2号

II 各論 第2章 高圧ガスの貯蔵

第5 第二種貯蔵所 貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の届出

3 その他

第二種貯蔵所の位置、構造、設備を変更する場合で、法第19条第4項ただし書きに基づく一般則第30条又は液石則第31条に規定する軽微な変更の工事に該当する場合は、届出は不要とする。ただし、この場合、事業所の設備台帳等にその工事の内容を記録し管理すること。

 IV 参考／高圧ガス施設等の変更の工事の取扱いについて（180ページ）

第6 高圧ガスの貯蔵に係るその他届出等

1 第一種貯蔵所承継届書

(1) 提出書類

一般則様式第8「第一種貯蔵所承継届書」

液石則様式第8「第一種貯蔵所承継届書」

(2) 届出時期

譲渡、引渡しに伴う承継後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

譲渡又は引渡しの事実を証明する書面等

ア 登記簿謄本の写し又は戸籍謄本等の写し

イ 譲渡又は引渡しの事実を証する書面

2 貯蔵所廃止届書

(1) 提出書類

一般則様式第25「貯蔵所廃止届書」

液石則様式第24「貯蔵所廃止届書」

(2) 届出時期

貯蔵所廃止後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

廃止状況が確認できる写真

(4) その他

貯蔵設備又は容器置場の一部を撤去した後、第一種貯蔵所が第二種貯蔵所となる場合は、「貯蔵所廃止届書」及び「第二種貯蔵所設置届書」を届出すること。

3 撤去の報告

(1) 提出書類

細則様式第17号「高圧ガス設備等撤去報告書」

(2) 報告時期

独立した貯蔵設備又は容器置場を撤去しようとするときは、あらかじめ報告すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 撤去する独立した貯蔵設備又は容器置場の位置、範囲等を明示した図面

イ 撤去に伴い、貯蔵能力に変更がある場合は、その内容がわかる書類

(4) その他

ア 撤去後に、撤去の状況が確認できる写真等を提出すること。

イ 独立した貯蔵設備又は容器置場の撤去に伴い、他の申請又は届出をする場合は「撤去の報告」を不要とする。